

# 会 議 録

会議の名称	第15回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和元年6月18日(火) 19時から21時まで	
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室	
出席者	委員	会長職務代理 倉持 清美 委員 委員 浅野 正道 委員 有馬 卓司 委員 石川 健一 委員 小川 順弘 委員 北脇 理恵 委員 古源 美紀 委員 水津 由紀 委員 鈴木 隆行 委員 高橋 みさ子 委員 村上 洋介 委員 村上 邦仁子 委員 欠席委員 松田 恵示 会長 窪田 美波 委員 曾根 基 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 子育て支援課長 富田 絵実 子ども家庭支援センター等担当課長 秋葉 美苗子 子育て支援係長 福井 英雄 子育て支援係 宮尾 麻里 保育課長 三浦 真 保育係長 中島 良浩 保育政策担当課長 平岡 良一 児童青少年課長 鈴木 剛 児童青少年係長 前田 裕女
傍聴の可否	可・一部不可・不可	
傍聴者数	10人	
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 次期計画策定について 4 その他 5 閉会	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	資料44 小金井市子ども・子育て会議委員名簿 資料45 第14回子ども・子育て会議資料に係る委員意見等 資料46 東京都資料 平成30年度「子供の居場所創設事業」について 資料47 第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境(素案)	

そ の 他	
-------	--

第15回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和元年6月18日

開 会

- 倉持職務代理 それでは、ただいまから、第15回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。
- 1年も半分になりまして、大分日も長くなって、窓の外が夕焼けになっていますけれども、今日もご活発なご議論をよろしくお願いいたします。
- 本日は、松田会長と窪田委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。
- それから、委嘱状の交付は今から、議事に入る前にしていただきたいと思います。
- それでは、事務局からお願いいたします。
- 子育て支援課長 これまで委員をお務めいただきました黒木智道様が委員を退任され、かわりに浅野正道様が本日から委員に加わることになりましたので、ご報告させていただきます。
- 本日、市長が市議会開会中でございますので、失礼して交付させていただきます。
- 委嘱状、浅野正道様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。期間、令和元年6月18日から令和元年8月7日まで。令和元年6月18日、小金井市長、西岡真一郎。
- お願いいたします。
- 倉持職務代理 次に、浅野委員から自己紹介をお願いいたします。
- 浅野委員 小金井市立小金井第一小学校の校長にこの4月1日に着任をいたしました、浅野と申します。よろしくお願いいたします。小中校長会代表で出席させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。
- 以上です。
- 倉持職務代理 ありがとうございます。
- では、ほかの委員の皆様にもちょっと自己紹介をしていただきたいと思います。お名前だけで結構ですので、よろしくお願いいたします。
- まず、私から、倉持です。よろしくお願いいたします。
- それでは、有馬委員からお願いします。
- 有馬委員 有馬と申します。よろしくお願いいたします。
- 小川委員 小川と申します。よろしくお願いいたします。
- 北脇委員 北脇です。よろしくお願いいたします。
- 古源委員 古源と申します。よろしくお願いいたします。

- 水津委員 水津です。よろしくお願いいたします。
- 鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 村上（洋）委員 村上です。よろしくお願いいたします。
- 村上（邦）委員 私も村上です。よろしくお願いいたします。
- 倉持職務代理 ありがとうございました。

それでは、次第に従って審議に入っていきたいと思います。次第の（3）次期計画策定について、行っていきたいと思います。

前回、私のほうはちょっと欠席でしたけれども、次期計画の概要と第4章の子ども・子育て支援施策の取組の素案が事務局から示されたと思います。それに対して、委員の方々からご意見があれば、事務局まで提出いただくというお話になっていました。

事務局から資料を提出いただいておりますので、資料説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 子育て支援係長 委員の皆様におかれましては、前回会議資料をご確認の上、第4章素案の部分を中心に意見提出いただき、ありがとうございました。いただいたご意見等につきましては、担当課のほうでも一定検討させていただきました。次期計画において反映できるものについては反映したいと考えているところです。

資料45は、委員からご提出いただいたご意見等とそれに対する担当課のコメントを付したものになります。表をごらんいただきますと左のほうから、資料番号、資料の該当ページ数、いただいたご意見等、出された委員名、担当課とそのコメントを記載しております。詳細は資料をごらんください。

なお、非常に多くのご意見をいただいたことから、全てのご意見について会議でご審議いただくことは難しいかと考えまして、次期計画における主要課題や重点事業等に照らして、会議時に特にご審議いただきたい項目を色塗りしております。

具体的にごらんいただきますと、資料の3ページになります。上段から中段にかけて、4つの段については「子どもの権利の普及」に関するご意見になります。その下のほうになりまして、2つ色塗りしてありますが、ここは「子どもオンブズパーソン」に関するものです。次の4ページになりますが、下のほうで「虐待対応事業」、7ページになりまして、上のほうで「児童館事業」、中段以下のところは、4つで「子どもの居場所創設事業」に関するご意見で、9ページへ参りまして、色塗りしているもののうち上2

つが「認可保育所での障がい児保育」に関するもの、下3つが「学童保育所での障がい児保育」に関するご意見になります。

続いて、資料46です。

子どもの居場所創設事業につきましては、次期計画における主要新規掲載事業の一つであり、学習支援、養育支援、食事提供等の包括的な支援を行うことが特徴の事業であることについては、前回会議でご説明を差し上げたところです。この事業については、前回会議で古源委員からご質問をいただいたほか、先ほどの資料45でも、4人の方からご意見等をいただくなど、委員の皆様からの関心が高い事業であるかと感じているところです。

現在、市では事業実施に向けた検討を行っている段階であり、詳細につきましては、まだ固まっていない部分も多いのですが、現段階で申し上げられることといたしましては、実施に際しては、東京都が「子供の居場所創設事業」に係る補助金の活用を見込んでおり、市の事業スキームも、東京都の「子供の居場所創設事業」を一定ならう形になるということと、事業実施方法は、民間団体等への委託による実施を予定しているということになります。

資料46は、東京都における「子供の居場所創設事業」の概要に関する資料になります。表面では、基本的な考え方、事業概要、市への補助内容に関して、裏面のほうをごらんいただきますと、事業全体図を記載しております。詳細は資料をごらんください。

事業実施に当たりましては、委員の皆さんのご意見も参考にしながら、よりよい形でスタートできればと考えております。

続いて、資料47になります。

次期計画における「第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境（素案）」になります。この章では、各種統計データとニーズ調査の結果概要について記載しております。

2ページからが、「1 人口・世帯・人口動態等」で、人口の推移や社会動態等を記載しております。この中で、今回新たに掲載した項目としましては、3ページの「(3) 転入・転出の状況」になります。前回会議でご説明のとおり、次期計画では新規課題の一つとして「子育て環境満足度の向上」を考えております。子育て世代の転出入状況は、この子育て環境満足度の指標の一つになるかと考えまして、今回新たに掲載したものとなります。

3ページをごらんいただきますと、上から2行目のところで、子育て世代（25歳～39歳）及び乳幼児（0歳～4歳）について見ると、平成26年では転出超過でしたが、平成30年では転入超過となっております。

その下をごらんいただきますと、5歳階級別転入・転出の状況という表になりまして、こちらは非常に見づらいので、少し説明させていただきますと、一番上のところが平成26年、左のほうから0～4歳、折れ線グラフを見ていただくと、マイナス144との記載があります。こちらは社会動態になりまして、転入から転出を引いた件数になる。ここがマイナスになっているので、転出超過という状況になります。右のほうを見ていただいて、25歳～29歳の部分がマイナス23、30～34歳がマイナス159で、35歳～39歳がマイナス55、いずれのところでも転出超過となっております。

一番下が平成30年になります。0～4歳のところが21、転入超過になっている。25歳～29歳が99、ここもやはり転入超過で、30～34歳のところはマイナス112で転出超過ですが、35～39歳は62、プラスになっている。25～39でトータルしてみますと転入超過になっているということになります。

続いて、8ページからが、「2 教育・保育施設の状況」となりまして、保育施設と幼稚園の利用状況を中心に記載しております。

11ページからが、「3 地域子ども・子育て支援事業の状況」でして、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる法定13事業に関しまして、過去の実施状況について、平成26年度以降の過去5年間の供給量を中心に記載しております。

15ページ以降が、「4 ニーズ調査の結果概要」で、昨年度実施いたしました4種類のニーズ調査の結果概要を記載しております。詳細は資料をごらんください。

資料については以上となりますが、今後のお話としまして、次回、第16回会議の日程は、メールでご案内のとおり、7月5日、金曜日になります。次回会議では、第1章と第5章の素案を資料提出するとともに、本日の審議内容にもよりますが、可能なら第4章をブラッシュアップした第2案も資料提出し、ご審議いただきたいと考えているところです。

また、7月5日の、これも審議状況によってはですが、予備日として7月29日、月曜日の開催も考えているところです。現委員の任期からしますと、現委員における会議日程はそこまでとなります。委員任期中に、次期計画の第3章を除いた部分をご審議いただいたこととなります。

なお、次期計画について、パブリックコメントを来年1月に予定していますが、その前の最終的な計画案が固まるのが、11月末か12月ごろを予定しておりまして、次期委員の任期になります8月以降も、11月末、あるいは12月ごろまでの間は、第3章以外の計画の内容に関しては多少動く可能性はあるかと考えております。次期委員のご意見を反映する部分もあるでしょうし、特に第4章については、掲載事業の追加を中心に修正が行われる可能性はあるかと考えております。

子育て支援課からは以上となりますが、保育課からも発言がございます。

○保育課長 皆様こんばんは。会議の貴重なお時間をいただきまして、保育課のほうから1点、ご報告をさせていただきます。

現在、市議会定例会が開催されてございまして、令和元年第2回定例会におきまして、医療的ケア児とその家族に対するサポート体制拡充に関する陳情書が提出されまして、厚生文教委員会のほうでは継続審査となっているところでございます。この陳情書では、医療的ケア児の保育の受け入れ、就学のサポート、そして、市としての具体的なサポート体制の構築について要望されているところでございます。

現在、継続審査中ではございますけれども、ご議論いただいているこの次期計画の中にも、関連する項目もございますので、市議会でそのような形で審議されているというところをご報告をさせていただきます。

今後、市議会での審議状況につきましては、必要に応じて、この委員会のほうにもご報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

保育課からは以上でございます。

○倉持職務代理 事務局からの提出資料と今後の審議予定について、今、ご説明していただきました。

本日の会議では、資料45に基づいて、第4章の部分を中心に審議を行っていきたいと思います。その後、資料47に基づいて、第2章の部分についてもご意見などがあれば、いただければと思います。

それでは、資料45ですが、事務局からもありましたとおり、委員の皆様からたくさんご意見をいただいております。まず、色塗りをした項目から審議を開始して、その後、ほかの項目についてもご意見を伺えればと思っております。

資料45では、まず、3ページに色振り箇所がありますので、ご確認ください。これは、「子どもの権利の普及」に関するものです。担当課からのコメントも記載いただいているところですが、ご意見などがありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょう

か。

○石川委員　　ちょっとごめんなさい、色塗りをしている場所ではなく、1ページの上から6個目の一番幅をとっているところで、前回会議で机上配付となった資料について、事務局からも、こういった整理ですということでご回答いただいているんですが、具体的には、「担当課としては」というパラグラフを見ていただくと、既に現計画においても子どもの権利の推進について、包含されているものと認識していますですか、事務局としての整理はこういった形になっていますが、一応、石川の一意見、個人の意見として出した状態で今、とまっていて、この回答をいただいている状況なんですけれども、この会議体として、前回の机上配付の資料について、この認識で、ほかの委員さん皆さんも、事務局の説明でご納得という形で進めていくということによろしかったでしょうか。

今、別途、意見・提案シートも机上配付されていますが、その中でも、やはり子どもの権利の推進については、「のびゆく」の中ではなく、新たな推進計画が必要だと思うといったご意見もいただいている状況になるので、他の委員の方の意見もぜひお聞かせいただけるとうれしいなと思います。

○倉持職務代理　　お願いします。

○鈴木委員　　今、議論している権利条約のところ、網かけの部分とちょっと絡んでいるところだと思うんですけども、3ページの網かけの部分の担当課からの回答によると、権利条約の趣旨を普及させることが目的であって、それ以降のことはやらないというような回答に見えるんですが、結局、周知させることだけを目標にしてやりますよという回答に対して、しかもその前の、今、石川委員が言われているところと言うと、もう含まれているから十分であるという回答では、ちょっとおかしいんじゃないかなと私も思います。

○北脇委員　　私も同じく、鈴木委員と同じように、意見としても、市民参加の別委員会の設置を検討してもよいのではないかと思うというふうに書きましたので、こちらのほうは同じということで、させていただきたいと思います。

○水津委員　　同じようなことではございますが、推進に関しては、子育てプランというよりは別のところで、そのことがきちんとできるような方向は、この中で議論をするところなのかどうかというのはわかりませんが、その方向をどこかできちんと、必要であることをどこかに盛り込んでいただけないかなということが1つと、あと、普及に関して、権利を普及することだけではなく、何というか、私の書き方も非常に申しわけない、あまりよくわからないんですけど、例えば子どもたちの中に、子どもの権利というものをもっと



周知できるような何かをすとかそういうような、パンフレットの配布とかそういうことではない、方向性みたいなものがもう少し記述されるような内容を希望したいなと思っています。

○倉持職務代理 いかがでしょうか。今のご意見を聞いて。

多分、皆様のご意見としては、ここで検討するよりか、それを推進するような別の組織をつくっていただいたほうが、子どもの権利についてはふさわしいのではないかなというご意見が多いという感触ですが。

○水津委員 あとは、例えば子どもの権利条例をどのように組み込めるかみたいなことを、作業として、こちらで部会で検討すとか、そういう方法もあるかなと思うんですけども、それは推進計画とはまたちょっと別の視点から、この部分の中でできることとしては、これが子どもの権利条例に沿っている内容かどうかということを、1つずつ検証するみたいな作業ができるような部会であるとか、そういうものだと、よりよいものになるかなと思います。

○倉持職務代理 というような意見が出ていますが、何か。

よりよいものをしていくためには、やはり違う部会なり何らかの組織があつて、そことやりとりしながらやっていったほうがいいのではないかなというご意見だと思うんですけども。

○児童青少年課長 今、さまざまなご質問をいただいたところなんですけれども、新たなものについては、前回の資料43の中にも、目標1の①子どもの権利を尊重する社会環境づくりを進めますというところの番号によると、1番のところ、評価指標として新たな周知・広報方法の実施ということで、新規の部分もこの中にさまざまなものが含まれているというところで、このところは出させていただいております。

まだ、なかなか具体的なところが出ていないので、わかりづらいと思うんですけども、今後、この中の内容的なところはまとめていきたいと考えております。

○倉持職務代理 これは、評価指標として、こういう、広報の実施については考えていくという。

○児童青少年課長 今、児童青少年課だけで行っているものではなくて、他のところでもさまざまな子どもに対しての啓発とか、そういうところもあるかと思しますので、そういったことを今後まとめていきたいなと考えていますので、今のところはまだこういったところで、新たな広報、周知というところでまとめさせていただいているということでございます。

○倉持職務代理 子どもの権利でいろいろ意見が出ている、新たな組織をつくったり、周知していくた

めの具体的方法については。

○児童青少年課長 具体的に、新たなものというのが、ちょっと今、すみません、すぐにお示しできる  
ところではないんですけども、児童青少年課だけではなくて、庁内全体で取り組んで  
いくものもあるかと思しますので、そういったものを洗い出していきたいと考えてい  
るところでございます。

○水津委員 であるならば、子育ての、この「のびゆくプラン」の中に、その部分がわかりやすく、  
こういうことを取り組んでいるんだということが、行政として、わかりやすく記載され  
ないと、ただ目標に上げていますからということでは、ちょっと推進として、その部分  
に取り組んだプランになっていると言われると、非常に弱い気持ちがあるので、そこ  
のところも含めて、総合的なプランになるような方向性をぜひご検討いただきたいと。

○石川委員 今、課長のほうからお話しいただいた中で、ちょっと発言が聞き取れなかった部分も  
あるんですけど、各課で既に取り組みをされているとおっしゃっていましたが、具体的  
にはどういったものを指しているのかをお聞きしたいです。

○児童青少年課長 これまで児童青少年課で取り組んでいるという啓発、例えばですけども、小学校  
1年生のほうにリーフレット配付を毎年しているとかというところは、よく皆様のとこ  
ろでは説明してきたところなんですけれども、例えば企画のほうで、庁舎の関係で、子  
どもたちの意見を聞く場ですとかそういったところも、実際はやっているところもあつ  
たりというのがありますので、そういったものも、やっているもの、これからやるもの  
というものを、中で今、まとめていかなければいけないというところで、事務局として  
はいますので……。

○石川委員 ひもづけていくわけですね。

○児童青少年課長 新たなものというと、具体的にここでお示しするのが、なかなか言えないところ  
はありますので、これからまとめていきたいというところがございます。いろいろな  
ものがあるので、すみません、うちのところで取り組んでいるものであればすぐにお話  
できるんですけども、庁内で取り組んでいるものというのは、実際には、まだ児童青  
少年課で把握していないところもあつたりするのが実態としてあるので、こういったも  
のがという部分は洗い出しをしたいと今、考えております。

○子育て支援係長 瑣末な話ですが、本日お配りさせていただいた、『小金井市みんなで子育て応援ブ  
ック のびのびこがねいっ子』の49ページをごらんいただきますと、下のほうに権利条  
例の関係についてQRコードを入れて、権利条例を検索してくださいというようにご案内

内しております。『のびのびこがねいっ子』に関しましては、毎年7,000部の方に配付しております。小さいお子さんがいる保護者の方にこういった冊子を配付する際に、機会を捉えて、周知を図っております。

○鈴木委員　やっぱり僕の受けた感じとしては、周知をするということと尊重する社会をつくるということは一致していないと思うんです。周知をする方向にいろいろ推進しているというのはわかるんですけども、実際、社会づくりという大きな問題に関しては、今、検討しているのかもしれませんが、それが表に出てきていない以上は、これでいいとは言えないんじゃないかなと思うんです。

ですから、それがある程度、形にならないと、この話は進められないんじゃないかなと思うんですが。

○倉持職務代理　ありがとうございます。この部分については、もう少し検討を重ねていって、これからどうしていったらいいのか、小金井市の子どもの権利を守っていくためにどうしたらいいのかということ、もう少し時間をかけて話し合っていたほうがいいところなのかもしれないですね。

今日すぐに、これでいいとか悪いとかということではなくて、また、行きつ戻りつしながら、違う組織をつくっていくということも含めながら、検討を重ねていただきたいというのが多分、前回の方々の意見だったと思うんですけども。

○村上（邦）委員　1つ提案なんですけれども、別途、検討会を設けるとかはちょっとハードルが高そうであれば、例えば今、新規プランをつくっているところなので、各活動の中で、権利条例なり、手引がありましたよね、小金井市の。そういうものに従って見ながら、この活動はこの条例で落とすところというふうにならば何番に該当するみたいなものを1行つけるとか、そうすることで、この計画を読んだ人にも普及効果もあるじゃないですか。こういうものは権利のことを考えながらつくっているんだなみたいなものが伝わると思うので、多分、最初の頭の部分だけだと、どこにどう反映されていくか伝わらないということだと思うので、そういう方法もいいんじゃないかなと思いました。

○子育て支援課長　今、村上委員からいただいたご提案にちょっと近いお話かなと思うんですけども、前回、資料番号39というところで、次期計画の各章の概要についての案をご提案させていただいております。ちょっと細かくて見づらいので大変恐縮なんですけれども、2ページ目、裏面のほうの第4章の一番下の枠のところ、第4章の最後に入れるか、または資料編として、子どもの貧困対策推進事業の一覧とあわせて、子どもの権利条例

の各条に該当する事業というものの一覧表を掲載することによって、条例に関連する事業が、どういったものを備えているのかということを一表にしてお示しをし、そこでの突合がなるべくわかりやすいような形の整理も提案をさせていただいているところです。

ですので、こういったところの工夫も含めながら、こういった反映ができるかというところは、またご審議いただく中で進めながら、素案のほうは11月ぐらいをめどにつくりますが、パブリックコメントなども経るものですので、一定程度、最終的には修正した上で、計画としての策定の形をとるといような流れになっていけたらと考えております。

○倉持職務代理 いろいろ工夫していただいているところだと思いますけれども。

○小川委員 今、いろいろな意見が出てきて、最後に富田さんがまとめてくださったと思うんですけど、そのような形でしっかりとやっていくことがいいことだろうなというふうには、わかりやすく記載するというのと、それから、今やっていることが具体的に市民の皆さんに周知されるように、以前いただいた要望書というか、お手紙の中にも、市ですつとやっていることなのに、出した方には伝わっていないというようなことがたくさんありましたので、やっていることを明確に伝えていくということがすごく大事だろうなと思います。

子どもの権利条約のことに关しましては、東京都もそうですし、小金井市も教育の施策の第1に上げている。人権教育の推進ということで、人権教育という範囲の中で、子どもの権利条約というのはいろんな形で授業の中でも取り入れられているわけなんです。ですから、児童青少年課としての事業としてということではなくて、学校教育の中で、多種多様に行われているというふうに私は理解をしております。

では、具体的にどういうことを子どもたちがやっているのかというと、それは、特別活動を含めて、学校生活全部の中で、子どもの権利条約または人権にかかわることはやっているわけで、具体的な形としてはこういうことをやっているんだということは、指導室とも連携をとりながら示していくことというのはすごく大事だろうなと思っています。

○倉持職務代理 具体的にわかりやすい形で進めていってくださいと。実際やっているところもあるのということです。

○小川委員 そうですね。それは各学校が、今年はこのことをやりますというのは、教育課程というのがあるんですね。教育課程を教育委員会に出して、それで認められて、4月1

日からの学校教育が進んでくるわけなんですけれども、その中で、必ず人権教育というのは入っていますし、入れなければいけない。

もっと言えば、全体計画というのがあります。学校教育の中の全体計画があって、指導計画があって、年間指導計画があって、各個別の指導計画がある。それは各学校、全部つくっているわけです。その中で、子どもの権利条約というのも入っているということです。

○倉持職務代理　もしかしたら担当課の中に、教育委員会も入ってもいいのかもしれないですね。

○小川委員　そうですね。

○水津委員　しつこいようですけど、ですから、そういうことを総合的に、子どもの権利に関して市としてはこういうことを取り組んでいるとかこういうふうを考えているということがわかるような表記をしなければ、私も書かせていただいたんですけど、評価基準がパンフレットの配付だとか広報方法、告知方法だということにすごく違和感を感じるんですよ。この権利条約について、子どもたちにも学ぶ機会があるのかとか、そういうことがわかるように書かれないと、1行、目標の中に入っていますよということではとても、新しいねというふうには思いづらいところがあります。

なので、児童青少年課の方だけをお願いしているわけではなくて、総合的に考えていただければと思います。

○児童青少年課長　こら辺の記載の方法は、ちょっと工夫して記載させていただきます。

○石川委員　先ほどもマッピングで、現状やっている施策の整理というところはもちろん必要だなと感じているんですが、前回の資料は、資料化はされないんですか。机上配付の要望書になるんですけれども。

○倉持職務代理　これは……。

○子育て支援課長　こちらは、意見・提案シートと同様な取り扱いをさせていただくということで、前回配布しております。

○石川委員　なるほど。では、傍聴席には今ないということ。

○子育て支援課長　はい。

○石川委員　では、読み上げさせていただきます。子どもの意見表明権について、松本市の事例が具体的に書かれていました。子どもたちが学校、地域、年代を超えて、市政や地域の課題について学び、それらの解決に向けて意見交換をする子ども未来会議が開かれ、子どもの権利条例を持つ他の市との交流などもしています。

ちょっと一部なんですけれども、現状、小金井市でやっていることであるということですかね。

○小川委員 子ども会議が……。

○石川委員 既に子ども会議がされている。なるほど。ありがとうございます。僕もちょっと不勉強で申しわけありません。ほかにも、僕が言いたかったのは、現状、行っているもののマッピング以外に、今日的な課題に対して、新規に行う事業などがあった場合に、どこが推進していくんだろうなど。5カ年計画の「のびゆく」の中で、要望書の中で話があったのは、外国籍の子どもたちの権利保障なんかのお話が入っているんですが、これは今まで、「のびゆく」のプランの中で見てきた中では、外国籍の子ども向けの子ども・子育て支援施策としては、外国語書籍の充実ですとか、そういったものあたりしか見なかったなという記憶があります。

そうすると、子どもの権利をきちんと整理していくといったときに、現状あるものだけで、不足あるいは手が届かないところみたいなものが放置されたままになってしまうんじゃないかなと懸念しております。

○倉持職務代理 あるものを整理するだけだと、そこにはないものが見えてこないんじゃないかと。

○石川委員 そうですね。

○倉持職務代理 提案することができない。整理していくことで見えてくるものもあるのかもしれませんが、ほかにはいかがでしょうか。

○有馬委員 今のお話から、資料45の7ページの下の方の網かけなんですけれども、今回、資料46ということで、ある程度の概要みたいなものを、「子供の居場所創設事業」について、居場所について全体像を示していただきましたけれども、回答を読むと、スタートするのが目的みたいに思えてしまって、前回の会議でも、評価指標が継続となっているのはいかがなものですかという意見もあったと思うんですけれども、この回答だと前回の意見が反映されていないように思っていて、補足とかありましたら、お願いします。

○子育て支援課長 すみません、ちょっと回答のところ、なかなか伝わりにくい表現で恐縮なんですけれども、こちらの事業が、まだ市のほうとしても具体的に、ここを到達点としてこういう事業を進めていくというところまでの設計に至っていないというところが1つあるのと、現状では、こちらでも記載をしておりますように、これらの取り組みに近いものですとか、これらの取り組みの一部を担ってくださっているようなものやっていたりしている民間団体さんは、既に幾つかおありになるというところについては、こちらのほ

うでも承知をしている部分もありますので、そういった団体さん等々の情報収集ですとか、意見交換などもしながら、どういったことがやっていけるのかということも含めて、全体として事業を推進していくような方法を考えているところなんです。

前回、この指標のところは全部継続になっているのは、おっしゃるとおりなんですけれども、この段階で、ちょっと今、いつの段階になりましたら実施になれるかというのがまだわからないので、仮に継続と入れさせていただいている状況なんです。

こちらのほうが、今回の計画策定の中で、何らかの実現のめどですとか、そういった指標について記載をさせていただけるようなところに進めていければ、もちろんそういった記載に変更させていただきたいと思っております。前回のものはちょっと仮置きなので、申しわけありません。

それと、先ほど申し上げました、相手方で既に活動していただいている団体さんの取り組みとか、そちらを利用されている方というものもいらっしゃる中でということなので、お話をさせていただく中で、今、本日の状況で、いつになったらこういう活動ができますというところまで、まだお伝えしにくいというのがありまして、具体性が欠けるような表記になってしまっております。

ただ、相手の方とお話をしていくという姿勢は、今年度中から進めていきたいと思っておりますので、そちらについては、より具体が出る段階で、どんどん蓄積していきけるものがあり次第、入れていきたいと考えております。

すみません、現状ではちょっとそんなあやふやなことになって。

○有馬委員 今、回答で大体、民間団体を活用するということはわかったんですけども、市の事業として、市の予算を使って民間に委託することになるので、質の担保だったり、費用対効果の担保だったり、そういうのはここにどういう仕組みで組み込まれるのか、考えはありますか。

○子育て支援課長 民間団体さんで今やられているところに、市内で活動されているとか、小金井のお子さんに対して対応していただいているところで、正直、あまり大きな団体さんで活動していただいているところはないと考えています。

なので、1つの団体さんに対して何か委託をして、それで質の担保ができるとか、小金井の子どもについて全カバーできるなんていうものではおそらくなくて、地域的なものであって使いやすいところをバックアップしていくことによって、なるべく多くのお子さんがそういったものに触れる機会をつくっていくことを考えていくというようなこ

とで今、考えておまして、正直なところ、質の担保とかというところについては、今の段階でどこまでできるかというのは、なかなか難しいのかなと思っています。

団体さんとしても、質の担保の部分をどう考えるか、委託になるとその部分も、もちろん市としては考えなければいけなくなる場所ではあるんですけども、民間の団体さんが今できることをやっていたらいいというものに対して、質の担保であるとか業務の履行という面での責任をお願いしていくことが、どの段階でできるのか、どこまでお願いをするのが正しいのかというのも、ちょっと相談をしながらかなと考えています。

○有馬委員 最後、コメントですけど、質の担保というのはお願いするものじゃなくて、守らなければいけないものだと思うんですね。悲しい事件、事故が起きてからでは手おくれなので、やっぱりそこは契約するときに、ちゃんとそういう……。

○子育て支援課長 そういった意味では、はい。

○有馬委員 担保は必要だと思います。

○水津委員 居場所創設事業のところ、今のところ、はっきりしたことがまだ含まれていないということで、非常に見えにくいものもたくさんあるんですけども、ですからこそ、市としては、子どもたちの放課後の居場所をこういうふう考えているというようなビジョンのご提示を、ぜひお願いしたいところです。

ここのお金があるからこういう感じとかということではなくて、まちの中で子どもの放課後の居場所をどうやってつくっていくかということ、まずご検討いただいて、文章化していただいて、それに基づいて、使えるものをどう使うかというのが筋じゃないかなと私は思うので、そこはぜひご努力いただきたいところかなと思います。

○子育て支援課長 今、ご意見いただきまして、私ども子育て支援課として今、全体として考えているのは、放課後に限らず、子ども全体であったり、子育てをされているご家庭、ひとり親の方であるとか、そういった方に対しても、子育て支援につながるような居場所の提供ということを含めてのものを考えているところです。

水津委員のほうから、今日、参考でお配りさせていただいた、あちらの資料のほうの補足などを今、発言になられるほうがよろしければ、そこを補足説明いただいてもよろしいかと……。

○水津委員 私が説明してもいいんですか。



○子育て支援課長 会長代理がよろしければ、タイミングとしてよろしいのではないかなど。

○水津委員 よろしいですか。

○倉持職務代理 はい。今のタイミングで。

○水津委員 それでは、子どもの放課後を本気（まじ）で考えるプロジェクトということで、継続として、もともとはネットワーク協議会のメッセから始まったものですが、今は市民の団体の皆さんで、実行委員会としてやられております。

ここの中で、私たちは非常に、小金井市の子どもの放課後のことを、それぞれの分野の人が参加して考えました。学童保育の問題もありますし、放課後の子ども教室の問題もありますし、あとは、どういう形で子どもたちが過ごしているのかとか、子どもにはどういう放課後とか、過ごし方がほんとうは望ましいのかとか、そういうことも全体的にいろいろ考えながら検討してきました。

それで、課題がいろいろあることがここにもたくさん書かれています。その中で、ぜひこういう、私たちが思うものが全てというわけではございませんが、子どもたちが自分の力で選んで、子どもの居場所がつかれるようなまちづくりを目指していただきたいということが大きな柱で、それは何も行政によるサービスを求めているということではなくて、市民の力を集結して、それで子どもたちの居場所をつくることを推進してほしいというのが大きな柱の内容になっておりますので、そこをご理解いただいて、まちづくりとして子どもたちをどう見守るのかということ、各課、何課ということではなく、まちの子どもたちに対する視点をどうとるかということ、課を越えて、ぜひご検討いただいて、そういうことを推進できるような、どうやったらそのことが実現できるのか、お金のない町でどのようにすれば、子どもたちの安全な、しかも、子どもがそれぞれ選んでいけるようなものがつくれるのかということをご検討いただきたいということでの提案になっておりますので、その部分をよく読んでいただいて、委員の皆様もご協力いただいて、市長、その他にもご提案しておりますので、そのことも念頭に置いていただいて、居場所ということ、単に居場所創設事業ということだけで考えないで、推進していただければなと思っていますところでございます。

○子育て支援課長 居場所づくりの推進につきましては、前回会議資料、資料39をごらんいただきますと、2で各章の概要というところで、第1章が、「のびゆくこどもプラン」の課題と方向性というところで、主要課題として、居場所づくりの推進について掲載する予定になっております。まだ、第1章を事務局のほうで作成中でございますが、次回会議には第

1章の部分をお示ししたいと考えております。

その中で、理念については課題とか、具体的なところまでまだ書けないと思いますが、そこも記載したほうが、今のご意見からすれば、いいのかなと感じています。

○村上（洋）委員 今の議論で、非常に共感するところが多いんですけど、やっぱり最終的な目標は、一人でも子どもが救われるというか、そういうことが目標になると思うので、事業のスタートだとかそういったことは、行政的なことじゃなくて、最終的には、これを仮につくっても、子どものためにならなかつたら何にもならないと思うんですよね。だから、一人でも、学校以外の居場所みたいなものができて、幸せになればいいと思うんですね。

ただ、私なんかは、もともとこの会議に参画したきっかけが、子どもの不登校というところから、こういう居場所づくりをしたいというところで参画させていただいているんですけど、民間でやられているところがあるとかいうお話が出たんですけども、仮に自分で運営したいんだとしたときに、仮にですよ、やっぱり東京都の一つのモデルプランみたいなもの、やっぱりこういうものがないと、逆に進んでいけないと思うんですよね。

だから、ちょっと質問したかったのは、実際に予算がついて、1億8,000万円ですか、平成30年で。具体的に何かやられているところが、どういった形でやられているとか、そういった情報というのはないんですか。

やっぱり具体的にどういう場で、常勤職員2名、非常勤職員2名とか、どういった形で、どういった報酬で働いているかといったところも、実際にやるとなると結構重要になってくると思うんですよね。運営するほうも、ある程度、安心して参画できないと、この取り組みにも入っていけないと思うんですね。

今、小金井で、私、具体的にどういったところでやられているか、わからないんですけども、少人数でやられているようなところがあるとしても、なかなか広がっていかないというのは、あるいは、そこがどういったところで、どの程度支持されているか、わからないですけども、やっぱり現実として、まだ確立されていないということだと思うので、せつかく、結構具体的なことも書かれていて、一つのイメージになるので、実際にやろうとした人間にとってはイメージがつかみやすくなるので、こういうモデルがあるということは、それで例がないのかなという話で、今段階で、具体的な事業とか、こう考えていますというのは必要ないと思うんですね。そういう理想があって、こうい

う例があって、具体的にはどういったことでスタートしようかみたいなものができていればいいんじゃないかなと思うんですけど。

すみません、長くなりました。

○倉持職務代理 例というのは、具体的にこれを実際につくっていくという。

○村上（洋）委員 そうですね。

○倉持職務代理 かかわっている行政の……。

○村上（洋）委員 どんな形でこの予算を使われて、全く運営しているところがないということはないと思うので、予算がついていますし。

○子育て支援係長 東京都の「子供の居場所創設事業」につきましては、平成28年度から実施されていたかと思います。これまでのところ、この補助金を活用して事業実施に至ったのは、区部で2区でありまして、たしか墨田区と足立区だったかと思いますが、この補助金を活用し、民間団体、NPOに委託し実施していると聞いております。また、26市での実施事例はまだないと聞いております。

小金井市で実施するとなった場合、先行事例を参考にしつつ、どういう形がよいのか、皆さんの意見もお聞きしつつ事業設計していくことになるかと思います。

○倉持職務代理 よろしいでしょうか。今ちょっと進んでしまいましたけれども、3ページのほうの子どもの権利、それから、オンブズマンのほうは、今後も引き続き検討していくということでよろしいでしょうか、とりあえず。

そして今、4ページの「虐待対応事業」のところは、高橋委員から意見が出ていますけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○高橋委員 前に検討した段階で、支援につながったかどうかという、そういう件数が知りたいというような意見をしたときに、つながらないことも多いので、必ずしもそれが支援につながったということではカウントできないというようなお答えをいただいたと思うんですけども、相談の件数というのは、相談をしやすくなったという意味では、相談件数が増えて、そういう窓口が広がったという意味では、相談件数でもいいかもしれないんですけども、きちんと支援につながったかどうかは別として、何らかの形で支援につながったという件数を数字にしたほうがいいのではないかと考えて、書かせていただきました。

○子ども家庭支援センター等担当課長 確かに、支援につながったという件数がはっきり示せるような指標があればいいなと考えたところがございますが、こちらの回答コメントのほうに書

かせていただきましたように、一応、あらゆる相談をお受けする中で、養護相談という、虐待や養育困難といったことの課題もあるご相談の件数がどのくらいあるのかということをお示ししつつ、ケース検討会議というのは、こちらのほうで、要保護児童、要支援児童ということで支援をしている家庭につきまして、関係機関が連携して支援していくための会議になりますので、そういったケースの会議がどのくらい実施されたかというようなことは、センターで対応している分もございしますが、関係機関と連携を図って、どのくらい対応できたのかということが見える、一つの目安になる、そういったことで、相談件数及びケース検討会議の開催数ということで、今回、指標とさせていただいたところです。

どんなことでつながれるかということは、私どもも考えさせていただいたんですが、そのようなことでどうでしょうかということで、ご提案させていただいております。

○倉持職務代理 両方あわせて見ていくという。

○子ども家庭支援センター等担当課長 そうです。

○村上（邦）委員 ケース検討会が開かれるような状態だと、関係機関はかなり密に連絡をとっている状況だと思いますので、だからといって養護相談、これはあくまで増減を見るというよりも経過を見るための指標だと思いますので、これはこれでもいいんじゃないかなと思いました。

○倉持職務代理 確かに、虐待相談件数が上がっているという、ネガティブなイメージになってしまいますね。これをケース検討会開催回数とあわせて見ていくと……。

○村上（邦）委員 そうですね。関係者が集まって共有をしているという意味では、ケース検討会議は評価できる会議だと思いますので、一般的な相談の件数と関係者との連絡会議という意味では、とれる指標としてはいいんじゃないかなと思いますけど、はい。

○倉持職務代理 いかがでしょうか。

○有馬委員 今、資料43の5ページのところの虐待ですけれども、1番が養護相談で、2番のところは今度、子ども自身が相談できる窓口を周知というのがありまして、ここの評価指標は相談件数とかになってはいないんですけれども、これの子どもが相談できる窓口の周知というのは、結構されているというか、子ども自身は認知しているものなんですか。

○子ども家庭支援センター等担当課長 そうですね。もしかしたらなかなか、ご家庭の方がご相談する場所だと認識されている方が多い傾向はあるかと思うんですけれども、そういったご家

庭でかかわった中でも、お子さんとのお話もできるんですよということで、お子さんが相談できる場所であるということは、常に周知には努めているところです。

また、以前もちょっとご紹介をさせていただいたかと思うんですが、子ども家庭支援センターはこういったところだよというようなティッシュとか、あとは、子どもたちが使えるようなマーカー、そこに子ども家庭支援センターの電話番号などを印刷しまして、相談事があればかけてきてくださいということで、学校さんとかにも配付のほうをご協力いただいて、子どもたちの周知に努めているところです。

○倉持職務代理 ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木委員 さっきの虐待対応事業のところの評価の話なんですけれども、相談する回数がどうかじゃなくて、結局、虐待がなくなればいいわけですね。そういう意味では、今、市内に何件ぐらい問題があつて、それが、比較対象によるんですけれども、近隣他市とか全国に比べて、多いか少ないかというのを見ていけばいいのではないかな。その減らすための方法が、相談窓口を充実させたり何とかをやって、とにかく少なくなるためだったら、何をしてもいいと思うんです。だから、やるんですけれども、結局、目標は、それが少なくなることだと。

もう一つ問題があるとすれば、虐待が発生しているにもかかわらず見えていないという部分に関しては、取りこぼしてしまうと思うんですけれども、その部分は、小金井市が特別ほかと比べて発見しにくい環境にあるとは思えないので、ほかと同じぐらい発見できると思えば、発見している件数が下がっていくというのを単純に目標にして、そうなるように相談窓口を充実させるというのが妥当ではないかと思うんです。

○村上（邦）委員 保健所の立場なんですけれども、非常に難しいところでして、ちょっと私見も入るんですが、なくなるということが理想的なんですけれども、非常に難しいと考えます。そうではなくて、あることをちゃんと出していくというか、見つけていくところにまず重点を置かないと、なくすことがいいんだというメッセージが伝わると、潜ってしまうと思うんですね。

そういう事例を多く経験していますので、やっぱり悪いことだと言って隠してしまわないような相談窓口の役割というのが非常に大きいと思うので、子ども家庭支援センターも、児相さんも、件数が増えて大変だと思うんですけれども、増えていっているということをネガティブに捉えないで、それが現状なんだというふうにしばらくは見えていかないといけないんじゃないかなと。これをちょっと常日ごろ感じますけど、すみません、

私見ですけれども。

○古源委員 主任児童委員をしている立場から、ちょっと言わせていただきたいと思います。やはり今、村上委員がおっしゃったように、なくすことが一番いいことだと思うんですけども、相談窓口を利用するということでの未然防止ということもあると思うんですね。子ども自身に手を差し伸べるということだけが支援ではなくて、親の支援ということも含めると、やはり相談窓口を利用しているということも、最終的には虐待に対応ということになっていくんじゃないかと感じております。

○鈴木委員 ちょっと表現が悪かったかもしれないですけども、相談件数が増えても全然いいと思いますし、むしろそれはどんどんやるべきだと思います。結果として、今、市が把握している虐待の件数が減っていくというふうに見たらいいんじゃないかと思います。把握はやっぱりすべきだと思うんですけども、そこが埋もれるかどうかというのは、また別の問題だと思うので、とにかく減らすようにするというのが素直な方法かなと思うので、何とかそういうほうにできないかなという希望です。よろしくお願いします。

○倉持職務代理 何かいい案があれば。

○子ども家庭支援センター等担当課長 ほんとうに委員おっしゃるように、理想はといいますか、私たちも、虐待がないようにということで日々対応させていただいています。

今、各委員さんもおっしゃっていただいたように、ある程度、相談件数があるということは、それが重たいか軽いかは別にして、やっぱり相談できる先があるんだということが認知されて、どんなことでも相談していただいているということで、増えている。周りの方も心配しているから、ちょっと近所に聞こえますというようなことでご相談ということもあるでしょうし、一概に、増えたか減ったかで評価ができないところが難しいなど、担当としても思っています。

ですので、先ほどのように、全体、総合相談を受けている中で、養護相談というのがどのくらいあったのかということと、あと、虐待をなくさなければいけないというところでは、関係機関とどれだけケース会議を持って動けたのか、それが、高橋委員がおっしゃっていたように、支援につながったのかというような、もう一つ見え方でもあるかなと思うんですけども、出せるものということで考えて、今回はご提示させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○倉持職務代理 虐待がなくなっていくのが一番いいことだと思いますので、ほかのいろんなところで、子どもの権利もそうですけれども、いろんなところでそれが実現できることができれば、

事業の内容にしていけたらと思いますので、ほかのところでも、結びつけて考えていただけたらと思います。

○石川委員 同じ虐待対応事業についてなんですけれども、回数での把握が支援の見える化の一つの方策として、昨今のニュースとかを見ていると、質の部分、例えば子どもが訴えて、そこから、実際のケース検討会なのか、児相が入っての対応になるのか、いろんな形があると思うんですけれども、そこに至るまでのスピード感というか、それが最初、まずは様子見でみたいな形でやらなきゃいけないケースもあれば、早急に対応しなければならぬケース、ほんとうにケース・バイ・ケースだと思うんですね。

その意味でいくと、スピード感が適切であったかどうかというのを、ちょっと数値での見える化は難しいと思うんですけれども、各年度の取り組みに関して、コメントをいただくことは大事なんじゃないかなと思います。難しいですね。

○子ども家庭支援センター等担当課長 スピード感を持ってというのは常に意識しております、命に直結するものなので。昨年、大きな死亡事案が発生したことで、国のほうも緊急総合対策というのを示しました。そこで、通告があったときには48時間以内にお子さんの安全確保をするように、それを徹底するようにと明確にされたところですので、子ども家庭支援センターでも、児童相談所さんでも、ここをきっちり守るということで、今、対応しているところです。

ケースによっては、48時間の確認はいたしますが、その家庭の支援というのは、あり方というのは、緊急にしなければいけないことなのか、すぐには解決できないことだから時間をかけて支援していくことなのかというのはあると思うんです。けれども、いずれにしても、やはりそこが命にかかわるようなことにならないように、リスクをちゃんとアセスメントするといいますか、見立てを、リスクの度合いを低くし過ぎて大変なことになったというようなことがないように、私どものほうも常にそこは、リスクはないかということを確認しながら対応はしているところなので、それを何らかの数値であらわすというのはちょっと難しいところなので、そのあたりは、この指標でご理解をいただければなというところであります。

○倉持職務代理 それでは、ちょっと進みまして、7ページの「児童館事業」、それから、またちょうど「子どもの居場所創設事業」が論点になりましたけれども、ほかには。この辺のところはまた、ほかの章でも書かれているということで、そこも見ながら、また再検討もしていけると思うんですけれども。

○水津委員　先ほどもちょっと申し上げましたけれども、児童館のところで、例えば児童館には、必ずみんなが行くところとは考えない。それは当然なんですよ。いろんなものに対して、子どもたちが選ぶ権利があるので、そのことは当然のことなんです、だからこそ、いろいろなものがあるということ、どういうふうに市としてつくっていくのかということがすごく大事なことで、それぞれの館ではどうしている、こうしているということとか、何事業がとかいうことではなくて、町の中で、例えば全児童対策はするのか、しないのか、児童館事業をどういうふうにしていくのか、増やすのか、増やさないのか、その他の居場所づくりをどういうふうにするのか、その創設事業をどういうところに持っていくのかとか、そういう大きな枠組みをまちとしてどう考えるのかを、しつこいようなんですけど、そこは考えたいんです。

別にこれを行政に考えてほしいと言っているだけのことでなく、私たちが考えたいので、例えば居場所づくりということは、ニーズ調査でもかなりの数が上がっていますので、そのことをやっていけるのかということ、権利条約もそうなんだけれども、部会とかで、もう少しその部分だけをきちんと絞って検討できるような場を、ぜひ設けていただければと思います。

○小川委員　水津委員にちょっとお聞きしたいんですけれども、すごいいいことをやっているんだなと思っているんだけど、例えば今、子ども食堂をやっているグループとか、団体がどれぐらいあるのかとか、それから、勉強の補習事業をやっているボランティア団体とか、あるじゃないですか。が、いつどんなふうに行っているのかということ、民間団体とかいわゆるNPO、市のほうに社会教育のほうで登録団体として入っていない団体とか、いっぱいあるじゃないですか。その辺の把握というのはできている。

○水津委員　これからしたい、お仕事としていただければしたいと思うぐらいなんですけれども、そういうことをしていくのかとか、どこが音頭を取ってするのかとか、そういうことがお示しいただけると、まちの子どもたちの居場所づくりというのが明確にできていくと思うんですよ。おっしゃられるようないろんなことで、例えば、週5回は無理にしても、何日かは子どもの居場所になっているところがあるよとか、いろんなものがあるじゃないですか。そのことをきちんと把握して、それが子どもの居場所づくりなんだという、うちのまちが考える居場所づくりで、そのことを推進するんだとか、そういうことをビジョンとして、ぜひ検討したいと思っています。それは皆さんともやりたいですし、行政の方と一緒に考えていけたらと思います。



○小川委員　　ということで、ぜひそういうふうにしていただければいいなと思うんですね。ただ、都が出した「子供の居場所創設事業」で言うと、行政がかかわる。それで、この形で、この人数で、こういう形でというふうになると、今、行われている子ども食堂とか補習事業は、範囲に入っていない場合が出てくるんじゃないのかなと。

だから、この形にあまりとらわれないで、本市としてはこういうふうを考えているというものが出てくるといいんだろうなという思いはあるので、ですから、市のほうとしても、社会教育団体として、NPOを含めて登録団体としてはどれぐらいがあるのとか、そういうところも、お互いに情報を共有しながら進めていくということが大事だろうなと。

そのときに、先ほど有馬委員がおっしゃったように、質の保証というところになると、どういうところを質として考えていくかというところが大事だろうなと。特に子ども食堂に関して言うと、栄養のところなのか、それとも調理する方の資格なのかというようなところまで含めて考えていくと、かなり細かいところは詰めていかなきゃいけないだろうなという気がしています。

○北脇委員　　先ほど水津委員がおっしゃったこと、すごくいいことだと思います。まちとしてどう考えたいのかというのは、これから子どもの居場所を考えることで、やっぱりそこを基本に考えていけたらなと思っています。

今回の鈴木委員の質問に対する回答の中では、7ページの43番のところに、人口このぐらいに対して、このぐらいで児童館1つの建設になっている。小金井市も大体それに倣っているので大丈夫という書き方だと思うんですが、とはいっても、うちの子どものことを考えても、ランドセルを置いて、児童館まで行って、夏の暑い日に1時間かけて行きますか。

どんなにいいイベントをやっても、やはりそれは、ママが連れていってくれるなら行くけど、そうじゃなければ行かないし、選べないよというのがありますし、自分の学区に児童館がない子に関しては、どんなに児童館がいいことをやっても、それを見ることができないので、実際、通っていれば別ですけど、気軽に利用できないということで見えていないと考えると、どんなにいいことをやっても、その情報も入っていないし、入っていないからこそ、うちの学校の近くにどうして児童館がないんだろうという発想にもならないんですね。

子どもは、見えないものはないものとして感じますので、そう考えたときに、子ども

の放課後の居場所というのが、子どもにどこまで情報が伝わっているのかなというのを疑問に感じるんですね。市では児童館のほうを推奨していて、あとは、プレパのチラシが入ってきたり、小学校の放課後子ども教室の案内が入ったりするんですが、子どもはそれを見ていなくて、全部お母さんに書類として渡してしまって、本人は把握していない。

先ほど言ったように、子どもが主体性を持って自分で居場所を選ぶ、いろんな居場所がある中、選び取るということができていないんじゃないのかなというのは、親として常々感じているんですね。親のアンテナの張り方にもすごくばらつきがありますし、情報収集には、働いているお母様、お父様もいると、やっぱり限界があります。

そうなったときに、まちとしてどう考えていきたいのかというときに、やはり子どもの目線で、子どもが選べるようにしていく、そういうプランを今回の居場所創設事業の中に組み込みながら、考えていけたらなと思っています。そういう視点を新たにつけ加えていただけたらなと思います。

○倉持職務代理 小金井市として、子どもの居場所をどう考えていくのか、そのときに、やっぱり子どもも参画しながら考えていけるような部会なり何なり、組織なりをつくっていったら、もっといいものができるんじゃないかというようなご提案だったのかなと思います。

そこら辺、市にもちょっと気にとめていただけたらと思います。

○村上（洋）委員 ちょっと関連してなんですけど、質の確保とか維持、そういうことが課題なんですよけれども、なかなか具体的には難しいところだと思うんですね。

先ほど、墨田区と足立区とおっしゃっていましたね。の例で、ちょっと断片的に聞いたというか、見た話で、行政が強くなっちゃうとなかなか難しいし、また、あんまりお任せになっちゃうと難しいみたいな、そのバランス感が難しくてなかなかみたいな話もちょっと聞いたんですけれども、ちょっとこれは私見も入るんですけれども、今、お話が出ていたとおり、やっぱり小金井市らしさという、どっちかという市民から、まちから、みんなで助け合うみたいな、ある程度、民間に委託するんだけれども、支えていくような、ある程度の財政的なことも含めてやるようなイメージがいいんじゃないかなと思いますし、これは前回も言ったんですけど、学芸大学があるので、私の知っているあれで、小学生とかの放課後遊んでくれるサークルがあったりとかというのは聞いたことがあるんですけれども、もうちょっと、中高生ぐらいとコミュニケーションをとってもらえるような、これも前回も言ったんですけど、それが学生の何かしらのメリット、

金じゃないというところで、それが社会経験として評価されるとか、単位がどうか、わからないですけど、そういったところも含めてやると、小金井らしい、人に優しい居場所づくりができるんじゃないかなと、ちょっとこれは個人的な意見ですけども、そんな感じになったらいいなと思っています。

○倉持職務代理 うまく連携して……。

それでは、ちょっと時間のほうが少なくなってきましたけれども、9ページのほうはいかがでしょうか。資料43では15ページのところです。

○高橋委員 「認可保育所での障がい児保育」ということなので、当事者としてどう考えるかということなんですけれども、年齢制限の撤廃、枠の撤廃というのは、すごく以前からテーマになっていたと思うんですけども、公立園の民営化に合わせて実施する予定というのは、新しく民営化を受けるところにはそれを義務づけるというような意味なんですか。もしくは、公立園では実施する予定が全くないということなのかどうか。

○保育政策担当課長 今いただいたご質問なんですけれども、現在、市のほうで考えておりますのは、民営化した後の、残る公立園の中の障がい児保育の枠に対しての年齢撤廃を今、目指しているという状況がございます。民営化する園に対してどうするかというのは、詳細はまだ確定していませんが、公立での部分を引き継いでもらいたいという考えも強いものですので、障がい児枠などの部分についてはお願いしたいという考えを持っておりますけれども、このところについては、まだ全て確定しているという状況ではないというところでもあります。

○高橋委員 その辺はちょっと誤解があったかと思うんですけども、ただ、令和4年というとまだ3年先であって、既に障がい児の待機児童が発生しているということと、私どもの園でも毎年、入所できるかという問い合わせを何件かもらうんですけども、なかなか運営上、難しいこともあって、お断りするケースもあるんです。

ただ、いわゆる公立の保育園の職員の皆さんは、ある程度、民間の新しい園から比べれば、経験を積んだ方が多くて、それから、ある意味では、給与の問題があったりするので、雇用も安定している。そういう状況で、それからまた、公的機関、市とか、支援センターとか、いろいろなところとの関係もスムーズにとりやすい、そういう状況の中で、やっぱり積極的に、残った園がそのときになったらやるというものじゃなくて、今から少しずつでも、公立園でその辺を取り組んでいただきたいという思いがすごくあります。

民間園の場合は、新しい園なんか特に、新しい職員がなかなか集まらなくて、保育士が足りない中で、加配をつけるというのは非常に難しかったりするんですね。そのために、受け入れのために職員を採用しておいたとしても、入らなければ、その分がオーバーになってしまうということもありますので、そういったところで、もう少し積極的に考えていただけないかなど。

今、3歳以上というよりも、ゼロ歳からの入所を希望される方が結構ありますし、そういうところを、当事者任せというか、当事者が、入所を希望する方が園に問い合わせ、それで園とやりとりをしてというところが、今のところ、現状なんですけれども、市のほうに相談に行くと、各園に問い合わせてくださいと言われるので、一個一個問い合わせは一個一個断られてというような状況がずっとあるということもあるんですね。だから、その辺、令和4年まで待たないで実施できる方法があるといいなと思っています。

○保育政策担当課長 今、高橋先生からいただいた部分と、公立のほうも、体制的な部分と、おっしゃるように、やはり加配という部分では、保育士不足が公立のほうもなかなか厳しい状況というのは、民間さんと比べてどうかというのは、正直何とも、こちらとしても実際、細かく比べたわけではありませんけれども、やはり厳しい状況はあるなというところがあります。

また、全体の定員枠の中で、どのぐらいのお子さんの数が受けられるかというような状況も、待機児童などのことも含めて考えた中ではなかなか難しいというのは、ここのコメントの中でも書かせていただいたところであります。

民営化園によってどうかという部分も、ご指摘の部分はあるかと思いますが、やはり公立として何ができるかというのは、今、既に課題として持っているところですので、これはこれとして、やはり中では検討していかなければいけないものだなという認識は持っております。

○水津委員 ちょっと今、いろいろ衝撃的だったんですけど、障がいをお持ちのお子さんが個別に保育園を探して歩かなければいけない状況というのは、それは全く、保育コンシェルジュの役割を果たしていないんじゃないかと思います。そこはきちんと行政のほうで、令和4年とかそういう話ではなくて、対応ができるようなシステムづくりを早急にお願いしたいなと思います。

非常に障がいを抱えたお子さんが入所するというのにハードルがある上に、さらにそ

この部分を個人でというのは、大変な負担じゃないかなと思うので、ぜひ善処していただきたいと思います。

○保育政策担当課長 今おっしゃられている、障がいがあるというか、配慮が必要なお子さんの症状もまちまちというところがあるかと思いますが、全て一概に、この方は障がいがある方ということだけをもって、こちらとしてやっている状況ではありませんので、状況によっては、加配がなくても受け入れられるお子さんもいらっしゃる部分もありますので、やはりどうしても園のほうにお問い合わせをいただくというお話は、少なからず出てしまうかなと思っています。

窓口のほうで振り分けたり、ご案内をするというのも、さまざまな状況がございますので、全てにおいての対応は難しいというところはありますし、最終的には園のほうで、どういう形で保育をしていくかというご相談も含めてのお話になっていく部分もあるかと思っています。ただ、今、実際、民間の園長先生からそのようなお話もいただいたので、市のほうで今後、これについてはどのようなことができるかというところについては、引き続き考えていかなければいけないと思っております。

○倉持職務代理 よろしくお願ひします。

○石川委員 水津委員が衝撃的だとおっしゃっていたのと同じように、課長のさっきの答弁の中で、待機児童との兼ね合いで、障がい児保育が、受け入れがなかなか難しいところがあるというような発言内容があったかと思うんですけど、この意図がちょっとわかりかねております。てんびんにはかるという意味でしょうか。バランスをとるという意味なんですか。

○保育政策担当課長 今、私の発言で誤解があったようなので、ちょっと説明を縮めてしまったところがありますが、園として、全体の定員数というのがそもそもございまして、その中で、障がい児枠という言い方が適切かどうかは別として、そういった枠を設ける場合に、プラスアルファで設けることが当然できませんので、全体の定員数の中で枠を設けていくということになります。

ですので、そういった方を受け入れていく数をどこまで増やせるかというのは、園の体制、保育の内容、保育の仕方だけではなくて、園自体の定員数の中で、そういう方を何人受けていくかというようなバランスの関係が出てくるというところがありますので、そういった中で、公立の部分で、そういう方を中心にというお話もいただいたところで、全体の保育の内容ですとか、園としての月齢ごとの定員自体の人数もございま

すので、その人数の中で、どこまでそういう方を、全体の数字に対してお受けできるかというのは、園の状況にもよってくるかなというところがありますので、それによって、待っていらっしゃる方は、どちらも同じようにいらっしゃるというところがありますので、狭き門にするという意図ではなくて、皆さんが入られているという状況の中での全体の数字の切り分けの違いという状況ではなくて、そもそも全員がまだ入られていないという状況の中で、どこまで1つの園でそういった方を受け入れていけるのかというのは、物理的な部分もありますので、そういう趣旨で申し上げたところであります。

○石川委員　　今のご発言でいくと、待機児童を解消してから、障がい児保育の枠を増やしていきますという順番づけではないということは理解しましたが、逆に言うと、障がい児保育を希望されている方もそうでない方も、どちらも待機しているんだから、同じぐらいの割合で入れない方が発生してしまうのは仕方ないというふうにも聞こえたんですが、もうちょっと、当事者感覚に近いかどうかわからないんですけども、より困っている家庭ほど支援が必要な状況において、今の考え方でいくと、43の障がい児保育の拡充というのがほんとうに難しく、その考え方にのっかっていくと、拡充が難しいんじゃないのかなと正直感じました。ちょっと違いがありますか。

○保育政策担当課長　　うまく説明ができなくてほんとうに申しわけないんですけども、ちょっと今、にわかに各園の定員数とかが出てくるわけではないんですが、例えば、1歳のお子さんのクラスが9人だったと仮定をして、そこの施設で7人の1歳の障がい児枠のお子さんを受け入れるというような極端な対応をした場合に、なかなか難しいという状況があるというようなところの中でのお話を申し上げたので、それぞれ待っていらっしゃる方は、皆さん同じ状況でありますし、狭き門になっている部分については対応していかなくやいけないという気持ちは同じということになりますので、もし私の説明の中で語弊があったとすれば、そのような考え方も、バランスをとって皆さん待ってほしいというわけでもございませんし、あわせて解消していかねばいけない部分であるという認識に立っておりますので。

○石川委員　　わかりました。

○保育係長　　補足で、待機児童との兼ね合いという部分だと、先ほど高橋委員がおっしゃられたように、受け入れに当たって保育士の人数を増やすという部分がどうしても必要となります。今、日本全国というか、都内全体で保育施設の新規開設が行われています。保育士も、非常に人材派遣も高額になるほどの、すごく取り合いというか、受け入れたくても、

通常の基準でお子さを見る保育士、プラスアルファで保育士を雇おうにも、すごく奪い合い、かつ、新規で開設する保育園も保育士が欲しいとなって、都内が一番激戦というか、そういう状態がございます。

小金井市だけではなくて、待機児童との兼ね合いで言うと、保育の人材という部分で、都内全体でどんどん新規開設の保育園ができていると、保育士がなかなか集まらないというのが、公立、私立にかかわらず起きてしまっている。そういった部分での待機児童との兼ね合いで、障がい児保育の拡充のところがなかなか現状、厳しいと担当として思っております。障がい児保育の受け入れ枠を増やしたくても、現状として、計画云々ではなくて、人材確保の実態を見ると非常に厳しいという部分が、待機児童との兼ね合いでどうしても出てきます。

○石川委員　お二人の答弁でわかったのが、やっぱり同じ施設の中で一定割合というふうな、近いことを想定されているんだろうなと感じました。

民間のNPOフローレンスさん、駒崎弘樹が代表をしているところで、障がい児の保育園、ヘレンというのを展開しているかと思うんですけども、それだとまた、今お話ししていただいたような内容と違った見方になってくるんじゃないかなと思います。

もし、障がい児保育を重点事業として取り組むに当たって、なかなか難しい、なかなか難しいと何度も聞いているので、であれば、また別のやり口、今の保育定員の中で拡充して、障がい児受け入れの枠を増やしていくという、各園の努力ではなくて、すごく専門性が求められる分野でもあると思いますので、別の形で、実際に困っている方のニーズに応える。

母数が少なかったとしても、ほんとうに当事者の身になってみると、行政が助けなくて誰が助けるんだという話の部分になってくると思うので、それを重点事業と位置づけるからには、あらゆる方策をとっていただきたいなと思います。

○高橋委員　内輪の話のようですけども、ここにも書かせていただいたように、もし加配をつけて、保育をするために加配をするとなると、常勤保育士、有資格の常勤でなければならぬという条件があります。ただ、多少はそれに準じていればいいというところもあるんですが、そのための費用というのが約15万円で、15万円で常勤の人を雇うということは不可能に近いので、現実問題、入所するときそうじゃなくても、途中でやはり加配が必要だと判断する場合がありますから、何とかやりくりしているような状態なので、そういうお子さんが何人か在籍していたりすると、新規の年度には、全く受け入れができません。

いというようなことも当然出てくるわけです。

まして受け入れをしていない園に、上の段にもありましたけど、受け入れをしていない園がたくさんあると書いてあるのは、15万円で受け入れができないからなんですね。保育士をやっと集めて定員いっぱいできているところにしてみれば、そういう余裕がない。

その辺を何とか考えていただかないと、これ以上拡充するという事は難しいんじゃないかと思います。ですから、ある意味、公立園で、もう少しその辺を積極的に取り組んで手本になっていただければ、民間も頑張れるんじゃないかなという思いもあります。

○小川委員 ずっと聞いていると、やっぱり今の障がい児枠など、重点であるならば、予算をきちんとつけるというのが最大で、ただ、小金井市や今の現状を考えると、税収入が今以上は難しいだろうということがあれば、毎回言うんだけど、優先順位をつけるしかないだろうなと思います。

この間も私、いろんなところの予算を計算してみたら、要望だけ出したら、とんでもない額になっているんですね。それを全部やりましょう、やりましょうじゃなくて、私たちは、例えばこの中で言うと、図書館のイベントが、これは消しますとか、やりません。だけれども、それはこちらに確実に回しますというような具体的なものを出していかないと難しいだろうなと思います。このパイをどういうふうに分けていくかということは、やっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですね。

ただ、ここではいろんな意見が出てきて、優先順位を決めたりする決定権もないわけですから、ただ、いろんな意見が出てくるのは大事だろうけれども、1人、例えば公立で増やすときに、300万は必要だと思うんですね。その300万をどうやって捻出していかかという具体的ところから考えていかないと難しいだろうな。障がい児枠のところ、例えば1人がいろんなところに行くというような形だって、それはいろんなやり方があると思うけれども、民間で300万、もうちょっとかかるかなと思います。その補助をつけるにしたって、そのお金をどこから出すかということを私たちも考えていかないと、要望だけでは難しいだろうなと思いました。

○倉持職務代理 ありがとうございます。ここのところは重点事業でありながら、事業の内容というのが重点的ではないんじゃないかというようなご意見が多いのかなという印象を受けますので、そこら辺、論点にさせていただいて、重点事業の内容について、もうちょっと考えていただけたらなというご意見だったと思います。



ちょっと時間のほうも押してきましたので、一応ここで区切らせていただいて、資料47について、ご意見があればよろしくお願いたします。

資料47、第2章のところです。小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境についての素案です。統計的な資料はたくさん載せていただいております。小金井市の実態を把握できるようになっていますし、全国的なデータも載っています。最後のほうはニーズ調査の結果概要についても載せてあるものになっております。これについてももう少し、先ほど転入・転出の状況で、満足度を見える化するという、そのようなご説明もありましたけれども。

○石川委員 3ページの転入・転出の状況が、新たに入れていただいたということで、ありがとうございます。表がわかりにくいという説明があったんですが、ほんとうにおっしゃるとおりで、できれば平成26年から、左から右に向かって時間が進んで、同じ年代の方が増えたのか、減ったのかわかるほうが絶対わかりやすいと思います。逆に言うと、それ以外の、見るべき年代以外のところは、ここに入っていないでもいいと思うんですね。なので、やっていただきたい。

あと、平成30年のところは、今、点線のところで1つ左のところに、20～34歳のところが囲まれています。これは何かありますでしょうか。

○子育て支援係長 間違いです。

○石川委員 間違い。わかりました。やっぱりわかりにくい表記だと、何のためにあるのかわからないというのがありますので、はっきりと5カ年で、階級別の状況のそれぞれの問題がどうなったかというのを見たいです。

あと、できれば、今、見るべき指標が3個、棒グラフが分かれているんですけども、もし、25～39歳を子育て世代とここでは定義しておりますので、そうしたらば、その中の5歳ごとの差で増えた、減ったというのが、傾向を、もちろんわかっている便利なんですけれども、全部統合した数値で見たほうが早いんじゃないかなと思います。

○倉持職務代理 25～39までまとめてしまうということ。

○石川委員 そうですね。この表の5歳ごともあっていいんですけども、これをもとにして、25～39でまとめた転出・転入、その差異が5カ年でどういう変化をしていますよと見ていけるといいなと思います。

○倉持職務代理 見やすい……。

○子育て支援課長 ありがとうございます。そのような集約の仕方に変えてしまってもよろしければ、今

後、ご提案する際に、修正したものでお出ししたいと思いますのですが、よろしいですか。

○倉持職務代理 集約というのは、25～30……。

○子育て支援課長 39でまとめて、年度ごとの比較ができるように、いくような表の形式に変えてしまうようなことでもよろしいですか。

一回つくってお見せしますので、次のときとか、それでどっちが見やすいか、参考にしやすいか、比較していただく感じにしましょうか。

○倉持職務代理 そうですね。ほかにはいかがでしょうか。

○村上（邦）委員 4ページの下グラフなんですけれども、意見なんです、割合を見る目的のグラフと増減を見る目的のグラフを一緒にするとちょっとわかりにくいので、これは性質が違うので、分けたほうがいいなと思います。

○倉持職務代理 お願いします。

○村上（邦）委員 そうですね。全部が100で、割合を見ていくものの、そういうグラフと、100%のグラフと、あと推移の説明が……。

○倉持職務代理 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

まだ素案ですので、今後、足したり引いたりしながら、つくっていくことになると思いますけれども。

○石川委員 続けてすみません、可能であればなんですけれども、今、小金井市の状況というのは、これを見るとすごくわかってくると思うんですが、例えば、都全体の平均値との比較ですとかそういったものがないと、小金井市の動きだけを見る形になってしまうことになります。要するに、都全体でその年代が減っているにもかかわらず、小金井市では増えていますよという評価になるのか、都全体でも減っている中で、小金井も同じぐらいの割合で減っていますと見るのか、全然、評価が違ってくるといいますか。

なので、もし可能であれば今からでも、全部の項目、大変かもしれないんですけども、都の平均値との比較がいいのかなと。もしくは近隣市のほうがいいのか、わからないんですけども、何かしら比較対象が欲しいなというのが実感です。

○倉持職務代理 一応、4ページは国民生活基礎調査から持ってきているので、これは全国的な平均になるとは思いますが、もっと、東京都のほうが……。

○石川委員 物によって、出しやすいものでも構わないかなと思いますが、今、小金井市だけの動きになっているというのが……。

○倉持職務代理 どういう状況か見るのに……。

○石川委員 客観視がしづらいなと思っております。

○倉持職務代理 できれば……。

○子ども家庭部長 多分、ここで一斉にほとんどの自治体がこの計画の見直しをするので、多分、東京都も同じようにして、今、東京都でも子ども・子育て会議で諮られるのかなと思います。その子育て会議からのデータを引っ張るか、あくまでもこれに応じた形でデータを引っ張るか、ちょっとまちまちかなと。近隣市でも多分、どのような形でここを、第2章、必ずこうなさいよというところが決まっているわけではない。

ただ、おっしゃっている趣旨はわかりますので、ちょっと今日はお預かりさせていただいて、ただ、一応そのような状況で、自治体によって多分、違います。課題とかそういう形でつくる。ただ、どれを表に引っ張ってくるかというところは各自治体によって違っていたりしますし、この内容で引っ張れるものもあるかもしれない。ただ、どっちが見やすいか。おっしゃっている趣旨はよくわかりますので、ちょっと中で考えさせていただきます。

○倉持職務代理 よろしくお願ひします。

ほかにはよろしいでしょうか。

○有馬委員 調査を見ると、やはり人口が増えている、子どももすごく増えているというのはよくわかったんですけども、これが3章、4章でどういうふうに関係されるかというところはありますでしょうか。

○子育て支援係長 第3章と第4章への反映ということですが、最後に記載しているニーズ調査結果に関しては、第1章の主要課題の設定から第3章の事業計画、さらに第4章の子ども・子育て支援施策の検討の際に参考にしております。先ほどの3ページの転入・転出の状況に関しては、子育て環境満足度の向上として各章に影響していく。それ以外のデータとして影響が大きいのは児童人口の推計で、前回会議でもご質問いただいたところですが、これは第2章には掲載しておらず、第3章で記載したいと考えております。第3章の子ども・子育て事業計画は、教育・保育と法定13事業の需給計画であり、児童人口推計に基づいて量の見込みを算出します。

○倉持職務代理 今後、ほかの章でも、参照しながら、つくっていくこともあるということです。

○鈴木委員 前のところのデータの見方のときにも言ったんですけど、このデータを見て、市がどう思っているかというのは記載できないですか。例えば、人口が増えているというのは、このデータを見たらそうなんですけれども、それは軽微な増えだと市では思っているの

か、突出して増えていると思っているから、ケアをしなきゃいけないと思っているのか。

例えば、核家族化の構成員とかを見て、ひとり親世帯が増えているというのは事実なんだけれども、割合が増えているのは事実なんですけど、それは軽微だからあまり変わっていないと見ているのか、これは手当てをしなきゃいけないと見ているのかという、その辺をどう捉えているかという解釈の部分がないと、市がどう思っているかがこちらに伝わらないので、よいとも悪いとも言えないんです。もちろん、このデータを客観的に見ればこうなんですけれども、それをどう思っているかがわからないと、どう反映していくのかがわからないので、何かもう一言。

そういう意味で、ほかと比べてどうか、そういう解析の部分が必要なんじゃないのかなというのが多分、ほかの委員の意見と同じなんじゃないかと思いますので、できれば対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○倉持職務代理 第2章のデータをもとにして3章、4章を作っていくとしたら、2章のところはこのデータの解釈を記載いただいてもよいかと思います。そのあたりは今後、検討していただけるということで。

○子育て支援係長 はい。

○倉持職務代理 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押してきましたけれども、よろしいでしょうか。また継続的に審議はしていきたいと思いますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議は以上をもちまして終了したいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会